

論 説

仲裁判断に対する合意による司法審査の拡張 ——米国連邦仲裁法における判例の展開——

石 田 京 子

はじめに

I 連邦仲裁法の概観

II 控訴裁判所における判例の展開

III 考察：問題の本質と日本法への示唆

おわりに

はじめに

本稿は、米国連邦仲裁法（Federal Arbitration Act, 以下 FAA⁽¹⁾）の規律する仲裁において、仲裁判断に対する司法審査（judicial review）の範囲を、当事者間の仲裁合意によって拡張することが認められるか否かという論点につき、連邦控訴裁判所の諸判例を検討し、考察を加えることを目的とする。仲裁は、当事者が自主的な合意に基づいて第三者である仲裁人の審理判断に紛争解決を委ねる、裁判外の紛争処理手続である⁽²⁾。通常、仲裁人による裁定（仲裁判断）は最終的なものとみなされ、現代の諸外国の仲裁法は、限定的な形でのみ仲裁判断に対する裁判所の関与を認めている⁽³⁾。この仲裁判断の「最終性（Finality）」は、仲裁の持つ紛争解決機能

（1） FAA の制定直後は、本法は United States Arbitration Act（USAA）と呼ばれていたが、今日では Federal Arbitration Act、または通称で FAA と呼ばれるのが一般的である。本稿では統一して FAA と呼ぶことにする。

（2） 小島武司・仲裁法〔現代法律学全集〕3頁（青林書院、2000年）。

の本質的な性質であると同時に、仲裁を付託する当事者に対して、一定のリスクを請け負うことを強制する。何故なら、一般に仲裁の利点と考えられている比較的低廉で迅速な審理手続により、仲裁人が法の適用を誤ったり、または重要な証拠を見落とししたりして、結果として不合理な仲裁判断に服さざるを得ない危険が存在するからである。このようなリスクを想定して、仲裁合意の締結を回避する当事者も実際には少なくないと考えられる。

今日、米国では、仲裁判断に対する裁判所の司法審査の範囲を予め当事者間の合意によって拡張しておくことにより、不合理な仲裁判断に服する危険を事前に回避する実務上の工夫が存在する。例えば、仲裁条項中に、「法の適用の誤りは上訴することができる (errors of law shall be subject to appeal)」⁽⁴⁾と記載したり、「FAA に定めのある場合に加えて、仲裁人の事実認定が実質的な証拠に基づいていない場合や、仲裁人が法の適用を誤った場合には、裁判所は仲裁判断を取り消し、修正し、変更しうるものとす」⁽⁵⁾といった文言を加えたりすることにより、制定法で定められた仲裁

(3) 諸外国の仲裁法のモデルとなった UNICITRAL Model Law on International Commercial Arbitration では、仲裁判断に対する不服申立手続を第 7 章に定めており、仲裁合意の当事者が無能力であったことや、仲裁手続について適当な通知を受けなかったこと、仲裁判断が仲裁付託の範囲を超えるものであることを申立人が証明した場合、または裁判所が、紛争の対象が仲裁により解決することができないものであること、判断がその国の公序に反することを認めた場合に限り、裁判所は仲裁判断を取消すことができると定めている。

(4) Gateway Technologies, Inc. v. MCI Telecommunications Corp., 64 F. 3d 993 (5th Cir. 1995) において、当事者間で締結された合意の文言の一部である。

(5) Kyocera Corporation v. Prudential-Bache T Services, Inc., 341 F. 3d 987 (9th Cir. 2003) において、当事者間で締結された合意の文言には、以下が含まれていた。

The Court shall vacate, modify or correct any award: (i) based upon any of the grounds referred to in the Federal Arbitration Act, (ii) where the arbitrators' findings of fact are not supported by substantial evidence, or (iii) where the arbitrators' conclusions of law are erroneous. *Kyocera*, 341 F. 3d 990.

判断に対する司法審査の範囲を当事者間で拡張し、これによって不合理な仲裁判断については裁判所で改めて争うことを可能にする合意である。

もっとも、このような私人間の合意により、法定の司法審査の範囲を拡張することが認められるか否かは、仲裁の本質および裁判所と仲裁の関係をどのように解するかにより、結論が異なる。すなわち、仲裁法で定められた司法審査の範囲は単なるデフォルト・ルールに過ぎず、仲裁の本質は当事者間の合意に基づいて紛争を解決することにあると解し、そのために裁判所が協力することを肯定するならば、司法審査の範囲を拡張する当事者間の合意についてもこれを認める結論となろう。一方、仲裁の本質は裁判外での迅速な紛争解決にあると考え、これによる裁判所の負担の軽減を重視するならば、上記のような合意は認められないという結論に至る可能性が高い。

2007年8月現在、FAAが規律する仲裁において、当事者間の合意によって仲裁判断に対する司法審査の拡張が認められるか否か、連邦控訴裁判所レベルでは巡回区によって判断が分かれており、連邦最高裁判所の判決は出ていない。後に検討するように、*Gateway Technologies, Inc. v. MCI Telecommunications Corp.* 事件⁽⁶⁾、*Roadway Package System, Inc. v. Scott Kayser* 事件⁽⁷⁾、*Jacada (Europe), Ltd. v. International Marketing Strategies, Inc.* 事件⁽⁸⁾、*Puerto Rico Telephone Company, Inc. v. U.S. Phone Manufacturing Corporation* 事件⁽⁹⁾において、第五巡回区、第三巡回区、第六巡回区、第一巡回区の四つの控訴裁判所は、当事者は合意により FAA が定める仲裁判断に対する司法審査の範囲を拡張または修正する

(6) *Gateway Technologies, Inc. v. MCI Telecommunications Corp.*, 64 F. 3d 993 (5th Cir. 1995).

(7) *Roadway package System, Inc. v. Kayser*, 257 F. 3d. 287 (3d Cir. 2001).

(8) *Jacada (Europe), Ltd. v. Int'l Marketing Strategies, Inc.*, 401 F. 3d 701 (6th Cir., 2005).

(9) *Puerto Rico Telephone Co. v. U.S. Phone Manufacturing Corp.*, 427 F. 3d 21 (1st Cir., 2005).

ことができると判断した⁽¹⁰⁾。一方, *Ernest Bowen v. Amoco Pipeline Company* 事件⁽¹¹⁾, *Kyocera Corporation v. Prudential-Bache Trade Services, Inc* 事件⁽¹²⁾において, 第十巡回区, 第九巡回区の二つの控訴裁判所は, 当事者は合意により FAA 上の司法審査の範囲を拡張することはできないと判断した⁽¹³⁾。これらの判決の妥当性については, 現在でも実務家および研究者の間で大きな議論をもたらしている⁽¹⁴⁾。

(10) このほか, 未刊行の判決 (unpublished opinion) ではあるが, 第四巡回区でも当事者間の合意による司法審査の拡張を認めている。Syncor International Corporation v. David L. McLeland, 1997 U.S. App. LEXIS 21248 (4th Cir., 1997)。

(11) Bowen v. Amoco Pipeline, Co., 254 F. 3d 925 (10th Cir. 2001)。

(12) Kyocera Corp. v. Prudential-Cache Trade Servs., Inc., 341 F. 3d 987 (9th Cir. 2003) (en banc)。

(13) さらに, 後述するように, 第七巡回区および第八巡回区も合意による司法審査の拡張には否定的な立場を採っていると考えられている。

(14) 本論点を取り上げた論文として, 主に以下のものが挙げられる。Hans Smit, *Contractual Modification of the Scope of Judicial Review of Arbitral Awards*, 8 AM. REV. INT'L. ARB. 147 (1997); Stephen P. Younger, *Agreements to Expand the Scope of Judicial Review of Arbitration Awards*, 63 ALB. L. REV. 241 (1999); Kenneth M. Curtin, *An Examination of Contractual Expansion and Limitation of Judicial Review of Arbitral Awards*, 15 OHIO ST. J. ON DISP. RESOL. 337 (2000); Kenneth M. Curtin, *Contractual Expansion & Limitation of Judicial Review of Arbitral Awards*, 56 DISP. RESOL. J. 74 (2001); Maggio & Richard A. Bales, *Contracting Around the FAA: The Enforceability of Private Agreements to Expand Judicial Review of Arbitration Awards*, 8 OHIO S. J. ON DISP. RESOL. 151 (2002); Eric Van Ginkel, *"Expanded" Judicial Review Revisited: Kyocera Overturns Lapine*, 4 PEPP. DISP. RESOL. L.J. 47 (2003); Lee Goldman, *Contractually Expanded Review of Arbitration Awards*, 8 HARV. NEGOT. L. REV. 171 (2003); Margaret Moses, *Can Parties Tell Courts What to Do? Expanded Judicial Review of Arbitral Awards*, 52 KAN. L. REV. 429 (2004); Elizabeth J. Anderson, *Stepping on the Judiciary's Toes: Can Arbitration Agreements Modify the Standard of Review that the Judiciary Must Apply to Arbitration Decisions?*, 24-SUM CONSTRUCTION LAW. 13 (2004); Mark R. Trachtenberg & Christina F. Crozier, *Arbitration and Vanishing the Jury Trial: Risky Business: Altering the Scope of Judicial Review of Arbitration Awards by Contract*, 69 TEX. B.J. 868

わが国では、平成15年7月25日に第156回通常国会において新仲裁法（平成15年8月1日公布・法律第138号）が成立した。仲裁は新仲裁法が制定されるまでは、明治23年に制定された「公示催促手続及び仲裁手続ニ関スル法律」によって規律されていたが、現代の国際商事取引紛争を規律するには不十分な点の多いことが指摘されてきた⁽¹⁵⁾。113年ぶりの仲裁法の改正により、仲裁の利用が促進されることが期待されている。しかしながら、仲裁を規律する諸外国の法と同様に、新仲裁法においても、仲裁判断に対する裁判所の関与は限定的な形でのみ認められており、仲裁人が法の適用を誤った場合や、証拠に基づかない事実認定をした場合の救済については明示の規定は存在しない⁽¹⁶⁾。もっとも、仲裁法第44条における仲裁判断の取消事由が制限列举であるとの明文の規定も存在しない。このような状況に鑑みれば、わが国で仲裁合意を締結する当事者にも、仲裁判断に

(2006); Kristen M. Blankley, *Be More Specific Can Writing a Detailed Arbitration Agreement Expand Judicial Review under the Federal Arbitration Act?*, 2 SETON HALL CIR. REV. 391 (2006); Christophoer D. Cratovil, *Judicial Review of Arbitration Awards in the Fifth Circuit*, 38 ST. MARY'S L. J 471 (2007).

(15) 青山義充「仲裁法改正の基本的視点と問題点」民事手続法学の革新・上巻 529頁(有斐閣, 1991年), 仲裁研究会・仲裁法の立法論的研究(1993年)など。

(16) 仲裁法第44条は、当事者が裁判所に対して仲裁判断の取消しの申立てができる場合として、以下の8項目を掲げている。

1. 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。
2. 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令によれば、当事者の能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。
3. 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令により必要とされる通知を受けなかったこと。
4. 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。
5. 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。
6. 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令に違反するものであったこと。
7. 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。
8. 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

対して裁判所が介入できる範囲を合意により拡張しておこうとする動機は存在するのであり、将来、仲裁判断に対する取消事由の拡張に合意した当事者がその合意の有効性を争い、日本の裁判所に訴訟を提起する可能性も否定できない。そこで、本論点に関する FAA 上の諸判例及び議論を検討することは、我が国における同様の問題を考察する上でも示唆に富むものと考え⁽¹⁷⁾。

以下では、まず、議論の基礎となっている FAA を概観する (I)。そして、判断の分かれている連邦巡回区控訴裁判所の諸判決について検討を加え (II)、最後に本論点の考察から得られる日本法への示唆を論じる (III)。

I 連邦仲裁法 (FAA) の概観

1 FAA 制定の経緯

1925年に制定された FAA の立法目的は、私人間で締結された仲裁合意を、司法の場で強制することにあった⁽¹⁸⁾。米国では、FAA の制定以前にも商事仲裁はさかんに行われていたが、仲裁合意が裁判所で強制されることはなく、このことが仲裁の有効性を深刻に損ねていた⁽¹⁹⁾。コモンロー上のルールとして、仲裁人による仲裁判断が下されるまで、当事者間で締結した仲裁合意はいつでも撤回できるものと解されており、裁判所は仲裁

(17) 本論点について議論している日本での論稿は現在のところ少数であるが、以下が挙げられる。谷口安平「仲裁判断取消事由の任意的拡張」原井龍一郎先生古希祝賀論文集刊行委員会編・改革期の民事手続法366頁(法律文化社, 2000), 中村達也・国際商事仲裁入門152頁(中央経済社, 2001), 中林啓一「仲裁判断取消事由を拡張する仲裁合意の効力—合衆国における裁判例および学説からの示唆—」修道法学28巻2号37頁(2005)。

(18) Dean Witter Reynolds Inc. v. Byrd, 470 U.S. 213, 219 (1984)。

(19) See, IAN R. MACNEIL, AMERICAN ARBITRATION LAW, 19-20 (1992, Oxford)。

手続に付されている紛争であっても、仲裁合意を無視した当事者からの訴訟提起を認め、訴訟手続を停止することはなかった⁽²⁰⁾。一方的に仲裁合意を無視して訴訟を提起する当事者の行為は、契約違反とはなるものの、相手方当事者へ与えられる救済は金銭的な損害賠償のみであり、実質的に仲裁の制度的有効性を保持するためには不十分であった⁽²¹⁾。

1910年頃から、ニューヨークのビジネスコミュニティを中心に、仲裁合意を法的に強制可能なものとするための運動が発生した。ニューヨークの商工会議所では、1911年に仲裁特別委員会を設置し、近代的な仲裁法を制定するための運動を展開した⁽²²⁾。同委員会は、1914年にはニューヨーク州弁護士会の「不必要な訴訟を防止する委員会（Committee on the Prevention of Unnecessary Litigation）」とも協働することになる。ビジネスコミュニティのみならず法曹界も巻き込んだ仲裁の立法化運動は、やがて全米に広がり、1920年にはニューヨーク州で、1923年にはニュージャージー州で仲裁法が制定され、仲裁判断が下される前であれば仲裁合意はいつでも撤回できるというコモンロー上のルールはようやく覆されるに至った⁽²³⁾。このような流れの中で、連邦法上も仲裁合意を撤回不能なものとする法整備が必要であるという運動がアメリカ法律家協会（American Bar Association:ABA）を中心に展開され、1925年、連邦議会でFAAが制定された⁽²⁴⁾。したがって、FAAの制定は、全米レベルで展開されていた仲裁合意を法的に強制するための法制化の中で、必然的に行われたものであった。

FAAが扱う事件の範囲については、第一条に定めがある。すなわち、船員や鉄道員の雇用契約等を除いた、海事取引及び複数の州または州と外

(20) *Id.* at 20.

(21) *Id.*

(22) *Id.* at 25-28.

(23) *Id.* at 34-43. See also, Julius Henry Cohen & Kenneth Dayton, *The New Arbitration Law*, 12 Va. L. Rev. 265, 266 (1925).

(24) Macneil, *supra* note (19) at 48-54.

国との間において行われた商取引全般が FAA の射程である⁽²⁵⁾。したがって FAA は極めて広い範囲の商事仲裁に適用される。第二条において、FAA の射程となる取引において紛争を仲裁に付託する合意は「有効であり、撤回不能であり、強制することができる (shall be valid, irrevocable, and enforceable)」と規定されており⁽²⁶⁾、この他、第三条以下では紛争当事者または裁判所による仲裁人の選定手続や⁽²⁷⁾、文書および証人を召喚する仲裁人の権限など⁽²⁸⁾、仲裁合意を実質的に強制するための過程を規定している⁽²⁹⁾。

2 FAA に定められている司法審査の範囲

FAA においても、他の国の仲裁法と同様に、仲裁判断に対する裁判所の関与はごく限定的な範囲においてのみ認められている。FAA 第10条は、裁判所が仲裁判断の取り消しを命じることができる場合として、以下を規定している。

- ① 仲裁判断が取贖、詐欺、または不当な手段を用いて下された場合。
- ② 仲裁人の何れかまたは全員に、明白な不公平または汚職があった場合。
- ③ 仲裁人が、正当な事由が表示されたにも関わらず審問を延期することを拒絶し、もしくは争点につき関連性のある重大な証拠を審問することを拒絶し、またはその他の不正行為により当事者の権利を損ねた場合。
- ④ 仲裁人が権限を超越した場合、または十分に義務を履行せず、提出された係争物に対する中立的、最終的かつ明確な仲裁判断がなされ

(25) Fed. Arbitration Act, 9 U.S.C. 1 (2000).

(26) Fed. Arbitration Act, 9 U.S.C. 2 (2000).

(27) Fed. Arbitration Act, 9 U.S.C. 5 (2000).

(28) Fed. Arbitration Act, 9 U.S.C. 7 (2000).

(29) FAA の全体的な構成については、小島武司「アメリカにおける仲裁—法的構造とその示唆するもの」法時54巻8号34頁（1982）参照。

なかった場合。

また、FAA 第11条は、以下の場合には裁判所は仲裁判断の変更または訂正を命じることができると規定している。

- ① 数字に明白かつ重大な計算間違いがある場合や、仲裁判断中に言及されている人物、モノ、財産の記述に明白かつ重大な誤りのある場合。
- ② 仲裁に付された事件の実質的判断内容に影響しない場合を除いて、仲裁人が仲裁に付されていない事案について判断をした場合。
- ③ 争点の実体には影響を与えない形で、仲裁判断が不完全である場合。

このような仲裁判断に対する裁判所の制定法上の権限には、仲裁人が法の適用を誤った場合や仲裁人の事実認定に誤りのあった場合を審査するような、裁判所が仲裁判断の実質的再審査を行う場合は含まれておらず、仲裁手続に明らかな瑕疵がある場合や、仲裁判断に明白な形式上の誤りがあった場合に限定されている。FAA の規定に加えて、連邦最高裁は、1953年の *Wilko v. Swan* 事件⁽³⁰⁾において、傍論ではあるが、仲裁人による明らかな法の無視 (manifest disregard of the law) があった場合には、仲裁判断取消事由となりうると指摘している⁽³¹⁾。しかし、「明らかな法の無視」を仲裁判断取消のための根拠として仲裁判断の取り消しを認めた連邦裁判所の判例は少ない⁽³²⁾。

(30) *Wilko v. Swan*, 346 U.S. 427 (1953).

(31) *See Wilko*, 346 U.S. 427 (1953). 最高裁は傍論 (dictum) において、「証券取引法の規制に従わずに判断を下した仲裁人の行為は、FAA 第10条に基づく仲裁判断の取消事由を構成する」と述べている。*Wilko*, 346 US at 436-37.

(32) 例えば、*Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc. v. Bobker*, 808 F.2d 930 (2d Cir. 1986) がある。この事件は、株主に対して失われた収益の回復を認めた仲裁判断について、仲裁判断が法に違反しているとしてブローカーが取消を求めた事件である。第一審において、裁判所は「法の明らかな無視」があったとして仲裁判断を取消したが、控訴審は「仲裁人が法の適用を誤ったとは言えない」として判決を破棄差し戻しした。非制定法上の仲裁判断取消事由に

3 関連する連邦最高裁判所の判例

既に述べたように、仲裁判断に対する FAA 上の司法審査の範囲を当事者間の合意によって拡張することができるか否かについては、連邦最高裁判所による判断は未だ存在しない。しかし、以下に挙げる二つの連邦最高裁判決は、本論点を議論するにあたり、その射程と論理構成が必ず検討される重要な事件であるので、ここで紹介しておく。

(1) Volt 事件

まず、1989年の *Volt Information Sciences, Inc. v. Board of Trustees of Leland Stanford Junior University* 事件⁽³³⁾がある。本事件において、当事者である Volt と Board of Trustees は電気配線のシステムを導入するための建設工事契約を締結していた。当該契約には、「本契約に関連して発生した全ての紛争は仲裁に付す」との合意が含まれており、また、「本契約には建設計画が行われる地の法が適用される」との準拠法の条項が含まれていた⁽³⁴⁾。建設計画の進行中に報酬をめぐる紛争が発生し、Volt が仲裁を求めたところ、Board of Trustees はカリフォルニア州上位裁判所へ Volt の詐欺と契約違反を主張して訴訟を提起し、同時に同じ訴訟手続中で、仲裁合意を交わしていない他の二つの会社からの損失補填を求めた。Volt は上位裁判所に対し、仲裁合意に基づいて紛争を仲裁に付すことを命じるよう求めた。一方、Board of Trustees は、カリフォルニア民事訴訟法典1281条 2 (c)項が、共通する法または事実について異なる

ついて論じている論文として、Steph L. Hayford, *A New Paradigm for Commercial Arbitration: Rethinking the Relationship Between Reasoned Awards and the Judicial Standards for Vacatur*, 66 GEO. WASH. L. REV. 443 (1998) および Smit, *supra* note (14), at 148参照。

(33) *Volt Information Sciences, Inc. v. Board of Trustees of Leland Stanford Junior Univ.*, 489 US 468 (1989).

(34) *Id.* at 470-471.

判断がなされる恐れのある場合には、裁判所は仲裁合意に拘束される当事者と仲裁合意に拘束されない第三者との間の関連する訴訟が終了するまで、仲裁手続の停止を命じることができると規定していることを根拠に、裁判所に仲裁手続の停止を求めた。連邦最高裁判所に持ち込まれた論点は、このカリフォルニア民事訴訟法典1281条2(c)項の規定が、そのような規定の存在しないFAAにより専占されるか否かであった。

連邦最高裁判所は、まず、州法上の一般的な契約解釈の原則をFAAの規律する仲裁合意に適用する場合には、仲裁を奨励する連邦政策への十分な配慮がなされなければならない、仲裁条項について不明確な点がある場合には、仲裁に好意的に解釈されなければならない、と一般原則を述べる⁽³⁵⁾。その上で、カリフォルニア民事訴訟法典の規定による仲裁手続の停止が、FAAの保障する仲裁を受ける権利を何ら奪うものでもなく、また、同規定はFAAの目的および政策に矛盾するものでもないと判断する。そして、「FAAを制定した連邦議会の第一の目的は、私人間で締結された仲裁合意をその文言どおりに強制することであった⁽³⁶⁾」と延べ、当事者が州法に基づく仲裁に合意した場合にこれを認めないとすることはFAAの理念とは調和しないと、当事者が準拠法を特定した場合には、FAAはこれを専占しないと判示した。

Volt事件は、FAAの理念を根拠に、FAAが規律する仲裁であっても当事者の合意した準拠法に基づいて仲裁を行うこと認めている。そこで、合意による仲裁判断に対する司法審査の拡張の可否との関係では、FAAの理念とはそもそも何であるのか、裁判所の仲裁判断に対する審査権を拡張することはFAAの理念に合致すると言えるのか否かが問題となる。

(2) Mastrobuono 事件

さらに、1995年の *Mastrobuono v. Shearson Lehman Hutton, Inc.* 事

(35) *Id.* at 475-476, (citing *Perry v. Thomas*, 482 US 483, 493, n.9 (1987)).

(36) *Id.* at 478.

件⁽³⁷⁾がある。Mastrobuono 事件は、証券取引業者と顧客との間の紛争である。証券取引業者（Shearson）と顧客（Mastrobuono）との間で締結された合意には、本合意にはニューヨーク州法が適用されることが規定されていた。また、これに加えて、紛争が生じた場合には、証券業者協会規則、ニューヨーク証券取引所理事会規則、米国証券取引規則のいずれかに基づく仲裁により解決することが規定されていた。Mastrobuono が Shearson に対し、口座の取り扱いを誤ったとして損害賠償を求めたことを契機に仲裁が行われ、仲裁廷は Shearson に補償的損害賠償と懲罰的損害賠償（punitive damages）を課す仲裁判断を下した。Shearson は、ニューヨーク州法の基では民事裁判所のみが懲罰的損害賠償を付与できることを根拠に、仲裁廷の課した懲罰的損害賠償の取り消しを求めて地方裁判所へ提訴した。第一審（the Northern District of Illinois）は Shearson の訴えを認めて懲罰的損害賠償を取り消し、第七巡回区控訴裁判所もこれを支持した。連邦最高裁判所へ持ち込まれた争点は、当事者が準拠法に合意している場合に、仲裁については FAA が専占するのか、それとも準拠法が適用されるかという問題であった。

連邦最高裁判所は、まず Volt 事件を引用し、「FAA における仲裁奨励政策は、当事者の意向への配慮なしに機能するものではない」⁽³⁸⁾と述べ、本事件は、懲罰的損害賠償を仲裁判断で課すことについて仲裁合意がどのように述べているかにより判断されると述べた。そして、準拠法の規定にも関わらず、第一審、第二審を覆し、懲罰的損害賠償の付与は当事者の合意に基づいており、強制できると判断した。すなわち、合意には懲罰的損害賠償に関する明示の規定は存在しないものの、当事者が合意した証券業者協会規則に則って行われる仲裁ではしばしば懲罰的損害賠償が付与されることなどから、当事者は懲罰的損害賠償の付与を適当であるとする合意をしたと読み取ることができると判断した。さらに、単に合意全般の準拠

(37) Mastrobuono v. Shearson Lehman Hutton, Inc., 514 U.S. 52 (1995).

(38) *Id.* at 57.

法をニューヨーク州法とするという規定するのみでは、仲裁手続から懲罰的損害賠償を排除することにはならず、具体的に反対の規定がない限り、仲裁については FAA が専占すると論じた。

Mastrobuono 事件は、結論のみを見れば FAA の専占を否定した Volt 事件と反対の判断をしたようにも見えるが、当事者の合意に基づいた仲裁を強制する姿勢は Volt 事件と同じであり、また、仲裁合意の解釈にあたり、FAA の仲裁奨励政策を基本にしている面でも一致している。そこで、合意による仲裁判断に対する司法審査の拡張の可否を論じるにあたって、Volt 事件と同時に Mastrobuono 事件がしばしば引用される。特に Mastrobuono 事件は、何を以って当事者が司法審査の拡張に同意したと判断するかについて、重要な示唆を与えている。Mastrobuono 事件は、重要視されるべき当事者の意思を解釈するにあたり、一般的な準拠法では足りない判断することにより、仲裁人の判断に制約を課すニューヨーク州法の適用を排除し、懲罰的損害賠償も含めたより自由な仲裁判断を認める FAA が適用されると判断した。すなわち、当事者の意思の解釈にあっても FAA の仲裁奨励政策に照らしながら判断を行っているのである⁽³⁹⁾。

もっとも、以下に述べるように、仲裁奨励政策の具体的な内容とそこに内包される異なる要素の優先順位をどのように位置づけるかにより、連邦控訴裁判所は合意による司法審査の拡張の可否について異なる結論を導き出している。

(39) *Id.* at 63 ; *See also*, Blankley, *supra* note (14), at 410-414.

II 連邦控訴裁判所における判例の展開

1 合意による司法審査の拡張を肯定した連邦控訴審判決

以下では、連邦控訴裁判所で最初に合意による司法審査の拡張を認めた Gateway 事件を中心に、本論点について肯定的な判断をした連邦控訴審判決を概観する。

(1) Gateway 事件 [第五巡回区控訴裁判所 (1995年)]

【事件の概要】 1990年、被告 MCI は、訴外ヴァージニア州更正局 (Virginia Department of Corrections) との間で、在監者がオペレーターを経ずにコレクトコールをかけることができる電話システムを導入する契約を入札した。MCI は原告 Gateway と下請け契約を締結し、Gateway は電話システム導入のために必要な全ての設備と技術の供給、設置、維持を請け負った。1991年 8 月に締結された MCI と Gateway の契約には、契約から生じた全ての紛争について誠実に交渉する両当事者の義務が規定されており、そのような誠実な交渉が実を結ばなかった場合には、「法の適用に誤りがあった場合には裁判所に提訴できることを例外として (except that errors of law shall be subject to appeal)」強制力のある仲裁に服することが規定されていた。更正局への電話システムの導入後、MCI は Gateway の設計した自動システムに瑕疵があることを理由として、独自に設計した自動システムを接続することとした。MCI は自己のシステムへの接続完了後、Gateway へ債務不履行の通知をした。Gateway が更新ソフトウェアによって瑕疵を治癒することを提案したにも関わらず、MCI が当該ソフトウェアに関する機密合意に署名することを拒絶したため、最初のシステムに存在していた瑕疵は治癒されること無く放置された。1993年 1 月、MCI は正式に Gateway との契約を終了した。

紛争は仲裁に持ち込まれ、1993年7月、仲裁人はMCIが誠実に交渉する契約上の義務に違反したとして、Gatewayへの損害賠償を認めた。MCIは仲裁判断の取り消しを求める訴えを地方裁判所（Northern District of Texas）へ提起し、これに対しGatewayは仲裁判断の確認（confirmation）を申し立てた。第一審は、当事者が合意した「法の適用の誤り」の基準を用いず、「仲裁奨励政策に配慮した上での無害の手続瑕疵の基準（“under the harmless error, but with due regard for the federal policy favoring arbitration”⁽⁴⁰⁾）」を適用して審査し、仲裁判断を全面的に認めた。これを受けてMCIが第五巡回区控訴裁判所へ控訴した⁽⁴¹⁾。

【司法審査基準についての判断】 第五巡回区控訴裁判所は、通常、仲裁判断に対する裁判所の司法審査は極めて狭いことに言及した上で、本事件に適用されるべき司法審査基準については別の基準が適用されると述べる⁽⁴²⁾。すなわち、本事件では当事者は合意によって仲裁判断に対する司法審査の範囲を拡張することを認めており、そのような場合にはFAA上の基準は合意によって置き換えられるのであり、したがって、第一審は当事者の合意した司法審査基準を用いなかったことにより誤りを犯したと判断した。このような判断をするにあたり、裁判所はVolt事件とMastrobuono事件を引用し、「仲裁は契約による創造物（a creature of contract）」であると述べ、また、FAA上の基準はデフォルト・ルールであると位置づけた。このようにFAAを解釈する理由として、「FAAの仲裁奨励政策は当事者の意向への配慮なしに運営されるものではない⁽⁴³⁾。（略）特定の手続に基づく仲裁を奨励するという連邦政策は存在せず、単に私人

(40) Gateway Technologies, Inc. v. MCI Telecommunications Corp., 64 F. 3d 993, 995 (5th Cir. 1995).

(41) Gateway, 64 F. 3d at 995.

(42) Gateway, 64 F. 3d at 995-996.

(43) Mastrobuono v. Shearson Lehman Hutton, Inc., 514 U.S. 52, 57 (1995) (quoting Volt Information Sciences, Inc. v. Board of Trustees of Leland Stanford Junior Univ., 489 US 468, 479 (1989)).

間の仲裁に関する合意をその文言に沿って強制することが連邦政策なのだ⁽⁴⁴⁾。」という Volt 事件の判決文を引用している。

(2) その他の巡回区控訴裁判所での判例の展開

2007年8月現在、Gateway 事件と同様に当事者の合意による仲裁判断に対する司法審査の拡張を認めた巡回区控訴裁判所は次の通りである。まず、Roadway 事件で、2001年に第三巡回区控訴裁判所が第五巡回区の立場を支持した。Roadway 事件は、原告 Roadway と被告 Kayser の間で締結された「輸送請負人事業合意 (the Linehaul Contractor Operating Agreement)」に基づく仲裁において、司法審査の範囲について FAA の規定が適用されるのか、それとも合意全般についての準拠法とされていたペンシルバニア法上の司法審査の範囲、すなわちペンシルバニア統一仲裁法 (Pennsylvania Uniform Arbitration Act) 上の規定が適用されるのが問題になった事件である⁽⁴⁵⁾。第三巡回区控訴裁判所は、まず、Volt 事件、Mastrobuono 事件を引用し、裁判所は仲裁合意の文言を強制しなければならないと述べ、さらに、「我々は偉大な先例に加わり、当事者は FAA 法における司法審査の基準を採用せずに当事者間で自らの基準を作ることができる」と判示する⁽⁴⁶⁾と述べた。その上で、一般的な準拠法の規定のみからは、FAA の司法審査基準をペンシルバニア法上の基準に置き換えるという明白な意思は見出せないと判断し、本事件では FAA 上の基準が

(44) Volt Information Sciences, Inc. v. Board of Trustees of Leland Stanford Junior Univ., 489 US 468, 469 (1989).

(45) 本合意には、「Roadway が本合意を終了し、Kayser がそのような終了に合意しない場合には、アメリカ仲裁協会の商事仲裁規定に基づく仲裁に付され、(略) 仲裁人は契約関係の終了が本合意に基づくものであるかどうかを判断する権限のみを有する」と規定していた。また、本合意第16条は、一般的準拠法について、「本合意はペンシルバニア州法を適用し、これに基づいて解釈される」と規定していた。Roadway package System, Inc. v. Kayser, 257 F.3d 287, at 289-290 (3d Cir. 2001).

(46) *Id.* at 292.

適用されると判断した。また、このように判断することは、（１）準拠法に合意する際に FAA の基準を置き換えることまで想定していなかった当事者を保護し、（２）仲裁人および裁判所にとっても比較的単純に司法審査基準を決めることができ、（３）仲裁実務に精通している当事者が FAA 以外の司法審査基準を選択することを可能にすると述べている⁽⁴⁷⁾。

Roadway 事件は、合意による仲裁判断に対する司法審査基準の変更を認めているため、当然に司法審査の拡張も認めていると解される⁽⁴⁸⁾。Roadway 事件と同様に、一般論としては司法審査基準の変更を認めつつも、そのような当事者の意思を判断するには一般的な準拠法の合意では足りない判断しているのが、第六巡回区控訴裁判所における Jacada 事件（2005年）と、第一巡回区控訴裁判所における Puerto Rico 事件（2005年）である。両事件において、第六、第一巡回区控訴裁判所は、一般的な準拠法の合意からは FAA の司法審査基準を置き換えるという当事者の明白な意図は読み取れないと判断し、持ち込まれた事件については FAA の基準を用いると判断しているものの、巡回区控訴裁判所の立場としては、当事者は明示の合意により、FAA の司法審査基準を変更することができると判示している⁽⁴⁹⁾。

(47) *Id.* at 295-297.

(48) *See, e.g., Lee Goldman, supra note (14), at 176.*

(49) Jacada 事件は、英国のソフトウェア会社である Jacada（原告）とミシガン州にあるマーケティング会社である IMS（被告）の紛争であるが、両当事者が締結した合意には、一般的な準拠法の規定として、「本合意にはミシガン州法が適用される」という規定があり、また、当該合意に関する紛争はアメリカ仲裁協会による仲裁によって解決されるとの規定があった。当事者間に紛争が発生し、仲裁が行われたが、仲裁判断を不服として Jacada が仲裁の取消を求めて起こしたのが本事件である。*See, Jacada (Europe), Ltd. v. Int'l Marketing Strategies, Inc., 401 F. 3d 701, 703-705 (6th Cir., 2005).*

一方、Puerto Rico 事件の概要は以下のとおりである。原告である Puerto Rico 電話会社と被告である US Phone Manufacturing Corporation は、被告が 5 年の間、住宅用電話を供給するという合意をしていた。紛争が発生し、この契約は原告によって解除された。契約中の条項に基づき、紛争は仲裁に持ち込まれ、仲裁廷は被告に損害賠償金を付与した。原告は、契約条項中に「本

なお、上記の判例に加えて、未刊行の判決 (unpublished opinion) ではあるが、Syncor 事件 (1997年) において、第四巡回区控訴裁判所も、当事者は合意により、仲裁判断に対する FAA の司法審査基準を修正できると判断している⁽⁵⁰⁾。しかし、本事件は未刊行の判決であるため、第四巡回区控訴裁判所としての立場を表明したものではなく、先例としての価値は低いと思われる⁽⁵¹⁾。

2 合意による司法審査の拡張を否定した連邦控訴審判決

次に、合意による仲裁判断に対する司法審査の拡張を否定した連邦控訴審判決を検討する。以下では、司法審査の拡張を否定した代表的判決である、Bowen 事件および Kyocera 事件を中心に、その論理構成を検討する。

(1) Bowen 事件 [第十巡回区控訴裁判所]

【事件の概要】 原告 Bowen は、自分の土地内の小川に石油が流れ込んでいるのに気づき、オクラホマ・コーポレート・コミッション (Okala-homa Corporate Commission, 以下, OCC) へ苦情を申し立てた。OCC は、

契約はプエルトリコの法に基づいて解釈される」とあることを根拠に、FAA における仲裁判断に対する限定的な司法審査の規定は本件については適用されず、プエルトリコ法に基づき、仲裁判断における全ての法の誤りは司法審査の対象となると主張し、裁判所に仲裁判断の取消を求めて訴えを提起した。Puerto Rico Telephone Co. v. U.S. Phone Manufacturing Corp., 427 F. 3d 21, 23-25 (1st Cir., 2005)。

(50) Syncor International Corporation v. David L. McLeland, 1997 U.S. App. Lexis 21248 (4th 1997) (unpublished opinion)。

(51) 2006年の連邦上訴手続規則 Rule 32.1の改正により、未刊行の判決文についても引用が認められることとなった。しかし、これまで未刊行の判決は、一般的に当事者のみを拘束し、他の訴訟当事者に影響を与えないと解されており、今回の改正により未刊行の判決の効力に変化が与えられたのか否かは現在のところ定かではない。See, Scott E. Grant, *Missing the forest for a tree: Unpublished opinions and new federal rule of appellate procedure 32.1*, 47 B.C.L. Rev. 705 (2006)。

小川のすぐ下方にあるパイプラインから流れ出た石油が汚染の原因であることを突き止めた。OCCはパイプラインの所有者に対して、過去または現在の石油の漏れを明らかにするためにそれぞれのラインの蓋を取るよう勧告したが、所有者の一人である被告 Amco Pipeline 会社（以下、Amco）はこの勧告に従うことを拒否した。1998年、Bowenは地方裁判所（Eastern District of Oklahoma）へ Amco に対する不動産の損害賠償、生活妨害（nuisance）、不法侵害（trespass）、不当利得（unjust enrichment）、契約違反および懲罰的損害賠償を主張して提訴したが、裁判所は、訴訟手続を停止し仲裁条項に基づき事件を仲裁廷へ付託するよう求めた Amco の申し立てを認めた。

両当事者は、仲裁にあたり、仲裁機関に拠らない商事紛争仲裁規則（the Rules for Non-Administered Arbitration of Business Disputes）を採用し、司法審査の範囲を拡張するために当該規則を修正することに合意していた。すなわち、両当事者間の合意には、「いずれの当事者も、仲裁判断が証拠に基づいていないことを根拠に三十日以内に地方裁判所へ提訴する権利を有する」と規定されていた⁽⁵²⁾。仲裁手続を経て、1999年10月、仲裁廷は Bowen に、総額5,373,000ドルの補償的損害賠償および懲罰的損害賠償を認めた。これに基づき Bowen は地方裁判所に当該仲裁判断の確認の申し立てを求めたが、一方 Amco は当事者間で合意した仲裁規定に基づいて裁判所に仲裁判断の取り消しを求めた。第一審は、当事者が合意した司法審査基準を適用せず、FAAに基づく基準を採用して審査し、Bowen の申し立てを認めて仲裁判断を確認した。これに対して Amco は、仲裁判断全てを取り消し新しい仲裁廷へ事件を差し戻すか、または拡張された基準に基づいて司法審査を行うよう地方裁判所へ事件を差し戻すかのいずれかの措置を求めて第十巡回区控訴裁判所へ提訴した。

【司法審査基準についての判断】 本事件の判決文中で、第十巡回区控訴

(52) Bowen v. Amoco Pipeline, Co., 254 F. 3d 925, 930 (10th Cir. 2001).

裁判所は、仲裁判断に対する合意による司法審査の拡張を否定する最初の裁判所となることを宣言し⁽⁵³⁾、その理由を以下のように述べている。まず、合意による司法審査の拡張を肯定する諸判決でその根拠とされる Volt 事件を引用し、当該連邦最高裁判決は当事者が合意によって仲裁の規則を特定できることを判示したに過ぎず、当事者が司法過程に任意に干渉することを認めたものではないと述べる⁽⁵⁴⁾。また、Volt 事件においても、連邦最高裁は合意により適用される州法が連邦の仲裁政策、FAA の目的と抵触しないか否かを検討しているものであり、FAA は当事者が完全な裁量をもって自由に変更できる単なるデフォルト・ルールではないと論じる⁽⁵⁵⁾。そして、結論を出すにあたっては、FAA と異なるルールが FAA により推奨される連邦政策と矛盾するか否かが最も重要な問題であるとする。

このように総論を述べた上で、合意による司法審査の拡張は、FAA の背景にある政策を軽視するものであると主張する。すなわち、第一に FAA の司法審査の規定には何ら合意による変更を認める文言は存在せず、これは仲裁手続の独立を尊重する連邦政策の現れであると述べる。限定的な司法審査は、仲裁手続の独立および仲裁判断の最終性を保障するためにあるのであり、当事者の合意による拡張はこの政策の実現を脅かすものであると論じる⁽⁵⁶⁾。また、そのような合意を認めると、裁判所になじみの無い規定や手続に基づく審査を強いることになりかねないと、裁判所への弊害も指摘する⁽⁵⁷⁾。さらに、拡張された司法審査を認めることは、仲裁廷に法の結論や事実認定について書面による裁判所への提出を求めることになり、仲裁の魅力である迅速、単純かつ安価な手続が犠牲にされるばかりか、仲裁を訴訟への架け橋としてしまう可能性があるとして述べ

(53) *Id.* at 936.

(54) *Id.* at 934.

(55) *Id.* at 934–935.

(56) *Id.*

(57) *Id.*

る⁽⁵⁸⁾。このような理由から、第十巡回区裁判所は、当事者の合意による仲裁判断に対する司法審査の拡張は認めないと判断した⁽⁵⁹⁾。

（2）Kyocera 事件〔第九巡回区控訴裁判所〕

【事件の概要】 1984年、Kyocera, LaPine, Prudential-Bache（以下、Prudential）の三社はコンピュータディスクドライブの製造販売を共同で始めた。LaPine がディスクドライブを設計し、これを Kyocera が製造し、Prudential が子会社を通じて Kyocera からドライブを購入し、これをさらに LaPine へ転売して LaPine が市場へ売り出すということになっていた。1986年、LaPine の経営悪化に伴い、三社は改めて協議し、「最終合意 (Definitive Agreement)」および三社の役割分担を訂正した「修正取引合意 (Amended Trading Agreement)」を起案した。しかし、この修正取引合意では Prudential が Kyocera からドライブを買い取り LaPine に転売することはせず、LaPine が直接 Kyocera からドライブを購入することとなっていた。このため、Kyocera が修正取引合意の規定に反対し、本合意に従うことを拒絶した。これを受けて、1987年、LaPine が地方裁判所（the Northern District of California）へ Kyocera の契約違反を主張して提訴した。Kyocera は三社間の合意に仲裁合意が含まれていることを主張し、裁判所はこれを認めて事件を仲裁廷に付託した。1994年、仲裁人は最終判断を提出し、Kyocera に LaPine と Prudential に対する総額 243,133,881ドルの損害賠償の支払いを命じた。

Kyocera は、「最終合意」に記載された仲裁条項中に、「裁判所は、（1）FAA の条文中の事由のある場合、（2）仲裁人の事実認定が実質的な証拠に基づかない場合、（3）仲裁人の法的結論が誤っている場合のい

(58) *Id.* at 936.

(59) 裁判所は合意に基づく司法審査基準ではなく、FAA に基づく基準及び「法の明白な無視」の基準を用いて判断し、第一審を支持して仲裁判断を承認した。*Id.* at 937.

ずれかの場合には、仲裁判断を取り消し、変更し、または修正することができる」と規定されていることを根拠に⁽⁶⁰⁾、地方裁判所へ仲裁判断の取り消し、変更、または修正を求めて提訴した。一方、LaPine と Prudential は仲裁判断の確認を求めた。第一審は、裁判所は FAA に規定される制定法上の根拠についてのみ仲裁判断を審査するのであり、これを合意によって変更することはできないと判示し、Kyocera の申し立てを却下し、LaPine と Prudential の申し立てに基づいて仲裁判断を確認する判決を下した⁽⁶¹⁾。これを受けて、Kyocera は、第一審判決が FAA 上の基準のみを用い、当事者間で合意したより広い司法審査基準を用いていないのは誤りであると主張し、第九巡回区控訴裁判所へ控訴した。

【Kyocera 事件第一判決の概要】 1997年の第一判決では、第九巡回区控訴裁判所は以下のように述べて当事者の合意による仲裁判断に対する司法審査の拡張を認めた。「我々は合意を尊重しなければならず、FAA の規定する基準に司法審査の範囲を制限することで、合意を無視してはならない。(略) FAA を解釈している連邦最高裁判決を見れば、FAA の第一の目的は私人間で締結された仲裁合意をその文言に従って強制することにあるのは明らかである。Volt 事件もそのように述べている⁽⁶²⁾。」第九巡回区控訴裁判所は、Volt 事件を引用し、FAA は特定の手續に基づく仲裁を奨励するものではなく、仲裁合意をその文言どおりに強制することこそが連邦政策であると述べ、Volt 事件以降の最高裁判決も Mastrobouno 事件を始めこの理念に則って仲裁合意の文言を強制してきたとする⁽⁶³⁾。そして、連邦最高裁判所のこれらの指針に則って判断された事件として Gateway 事件を引用し、当該事件を扱った第五巡回区に「全面的に賛成する (we fully agree with the Fifth Circuit.)」⁽⁶⁴⁾と述べている。さらに、連邦裁

(60) Lapine Tech. Corp. v. Kyocera Corp., 130 F. 3d 884, 887 (1997).

(61) Lapine Tech. Corp. v. Kyocera Corp., 909 F. Supp. 697 (N.D. Cal. 1995).

(62) *Lapine*, 130 F. 3d at 888.

(63) *Id.* at 888.

(64) *Id.* at 899.

判所は、当事者が合意した場合には、FAA の範囲を拡張した司法審査基準を用いることが出来るのであり、そうしないことは仲裁という概念への表面上の敬意を装いつつ、仲裁合意への敵意を表明することになると主張する⁽⁶⁵⁾。以上の理由から、第九巡回区控訴裁判所は第一審判決を取り消し、当事者の合意に基づく司法審査基準を用いて事件を審査するよう、事件を地方裁判所に差し戻した⁽⁶⁶⁾。

【Kyocera 事件第一判決後の経緯】 事件は地方裁判所に差し戻され、裁判所は当事者の合意に基づいて実質的証拠基準に基づく事実認定を行い、法的結論については最初からの検討を加えた⁽⁶⁷⁾。仲裁廷が「第一段階」「第二段階」に分けて仲裁判断を提出していたため⁽⁶⁸⁾、まず、第一段階につき、裁判所は、仲裁人の結論は法的に正しいだけでなく、争いの無い事実により十分に支持されていると結論付けた⁽⁶⁹⁾。第二段階について

(65) *Id.* at 889.

(66) *Id.* at 891. 本判決には、Kozinski 裁判官の補足意見および Mayer 裁判官の反対意見がそれぞれ付されている。Kozinski 裁判官は、以下のように述べている。「最高裁判所は、当事者は仲裁の時間、場所および方法を定めても良いとは言っているが、連邦裁判所に職務の仕方を指図できるとは言っていない。(略) 実質的証拠の存在や法的結論の誤りを基準とすることは、行政審判や破産事件についての司法審査や、州の人身保護札状に関する判断についての司法審査で用いられる基準と類似しており、地方裁判所に当事者が合意したこの基準を用いることを認めることは問題ではない。しかし、もしも当事者間の合意が、地方裁判所の裁判官はコインを投げて、または死んだ鶏の内臓を調べて仲裁判断を審査すべきである、といったものであったならば、結論は異なっていたであろう。」*Id.* at 891. 一方、Mayer 裁判官は以下のように述べている。「仲裁を用いるか否か、何を、どのように、いつ仲裁するかは当事者が合意によって特定できる事項である。しかしながら、Kyocera は、憲法第三条に規定される連邦裁判所がどのように仲裁判断を審査すべきかを命じる権能を訴訟当事者に明示的に与えている出典を何ら引用していない。これなしでは、当事者にそのような権限は与えられない。」*Id.* at 891.

(67) *Lapine Tech. Corp. v. Kyocera Corp.*, 2000 WL 765556 (N.D. Cal 2000) (unpublished order).

(68) 第一段階では、Kyocera が修正取引合意に契約したか否か、第二段階では、Kyocera の債務不履行が LaPine の損害の主要原因となったか否かが審理された。*Kyocera Corp. v. Lapine Tech. Corp.*, 341 F. 3d 987, 989 (9th Cir. 2003).

は、裁判所は一つの事実を取り消したため、取り消した事実の存否が損害賠償額の算定に変更を与えるものであるか否か、仲裁廷に事件を差し戻した⁽⁷⁰⁾。2001年3月、裁判所が取り消した事実は仲裁判断に何ら影響を与えるものではないと判断した仲裁廷からの文書の提出を受けて、裁判所は第二段階についても仲裁判断を確認した。これに対し、再び Kyocera が控訴した。

【Kyocera 事件第二判決およびその後の経緯】 2002年の第二判決において、三名の裁判官は全一致で第一審における仲裁判断の確認を支持した⁽⁷¹⁾。Kyocera は、第一審が仲裁廷に事件を差し戻したことは誤りであり、証拠に基づかない事実認定が存在したならば仲裁判断全てを取り消すべきであったと主張したが、この主張は却下された⁽⁷²⁾。控訴裁判所は、第一審裁判所は仲裁合意の「変更または修正」という文言にしたがって適切に対処したのであり、何ら誤りを犯していないと判断した⁽⁷³⁾。

Kyocera はこれを不服とし、大法廷 (en banc) における再弁論 (re-hearing) を求める申し立てを適時に提出し、2002年12月、裁判所は大法廷における再弁論を行うことを決定した⁽⁷⁴⁾。

【Kyocera 事件第三判決における司法審査基準についての判断】 2003年に判断された Kyocera 事件第三判決において、第九巡回区控訴裁判所は、Kyocera 事件第一判決である *Lapine Tech. Corp. v. Kyocera Corp.*,

(69) *Lapine*, 2000 WL 765556, at 13.

(70) *Lapine*, 341 F.3d at 993.

(71) *Kyocera Corp. v. Prudential-Bache Trade Servs., Inc.*, 299 F. 3d 769 (9th Cir. 2002).

(72) *Id.* at 779.

(73) *Id.*

(74) *Kyocera Corp. v. Lapine Tech. Corp.*, 341 F. 3d 987, 989 (9th Cir. 2003). 大法廷による弁論または再弁論を開くことは望ましくなく、通常、(1) 大法廷による検討が裁判所の判断の統一性を確保または維持するために必要である場合、(2) 手続が例外的に重要な問題 (a question of exceptional importance) を含む場合にのみ開くことが出来るとされている。連邦上訴手続規則第35条(a)(2)項。

130 F. 3d 884 (1997) を覆し、当事者は FAA に規定される司法審査の範囲を合意により拡張することはできないと判断した。

三名の裁判官によって下された控訴審判決が大法廷を拘束しないことは、判例法上確立している⁽⁷⁵⁾。したがって、Kyocera 事件第三判決が 1997 年の Kyocera 事件第一判決を覆したことについては、法律上の問題は存在しない。しかし、Kyocera 事件第一判決後には、いずれの当事者も再弁論の申し立てはしておらず、2002 年に下された Kyocera 事件第二判決後の再弁論の申し立てにおいても、Kyocera は第一判決の見直しを求めている⁽⁷⁶⁾。さらに、裁判所が両当事者に対し、（１）私人間の契約が、連邦裁判所に、FAA に特定される基準と異なる司法審査基準を適用するように強制できるか否か、（２）本事件の状況において、裁判所がその実質的問題の判断をすることが適切か否か、について見解を提出するように命じた際にも、両当事者は、第一判決は覆されるべきでないと主張している⁽⁷⁷⁾。にも関わらず、裁判所は、私人が連邦裁判所に対して、連邦議会の承認した範囲を超えた司法審査基準を強制できるか否かは、連邦控訴手続規則第 35 条 (a) (2) 項における「例外的に重要な問題 (a question of exceptional importance)」に該当すると判断し、本論点の判断をするに至った⁽⁷⁸⁾。

裁判所は、まず、FAA に規定される司法審査基準を述べ、これらが連邦裁判所に対し、仲裁判断の全体または一部における技術的誤りのみを修正する権限を与えていることを指摘する⁽⁷⁹⁾。そして、連邦議会が連邦裁判所に対しこのような限定的な権限しか与えなかった理由を、柔軟かつ迅速な仲裁を保障するためであると論じる⁽⁸⁰⁾。さらに、司法審査の合意に

(75) *Id.* at 995. *See also*, *Jeffries v. Wood*, 114 F. 3d 1484, 1492 (9th Cir. 1997) (en banc).

(76) *Id.* at 1004.

(77) *Id.*

(78) *Id.* at 996.

(79) *Id.* at 997-998.

よる拡張を認めなかった Bowen 事件と同様に、最高裁における Volt 事件は、仲裁手続について当事者が自由に合意することができるとは認められたものの、当事者が法律で定められた連邦裁判所の司法審査手続を変更できるか否かは別の問題であると指摘し、そのような合意を有効とすることは仲裁の魅力を奪うものであり、FAA の立法目的に反すると主張する⁽⁸¹⁾。結論として、第九巡回区控訴裁判所は、私人には連邦議会が連邦裁判所のために定めた司法審査基準を変更する権限はなく、当事者の合意による司法審査の拡張は無効であると判示した⁽⁸²⁾。

(3) その他の巡回区控訴裁判所の動向

第十、第九巡回区に加えて、次の巡回区が合意による司法審査の拡張に否定的な立場を採っていると考えられている⁽⁸³⁾。第七巡回区控訴裁判所は、更改後の労働契約における仲裁条項の存否が問題になった事件 (*Chicago Typographical Union v. Chicago Sun-Times, Inc.*, 935 F.2d 1501 (7th Cir. 1991)) の傍論において、以下のように述べている。「連邦裁判所は仲裁判断の合理性を判断しない。(略)当事者が望むならば、彼らは仲裁判断を審査する上訴仲裁廷について合意することができる。しかしながら、

(80) *Id.* at 998.

(81) *Id.*

(82) 本判決には、Rymer 裁判官による個別陳述書 (separate statement) が付されており、Trott 裁判官はこれに賛同している。Rymer 裁判官は以下のように述べ、そもそも大法廷は開かれるべきではなかったと結論付けている。「いずれの当事者も Kyocera 事件第一判決の内容の覆審を望んでおらず、またその判断をすることが訴訟の結果に何ら影響を与えるものではない。我々が大法廷によって過去の判決を覆すことができることと、それをすべきであるかということは別問題である。Kyocera 事件第一判決後、実社会では6年間の実務が当該判決に基づいてなされてきた。さらに、Kyocera 事件第一判決の妥当性について当事者間で争いがあったわけでもない。裁判所は、当事者間で争いのない論点について判決を覆すべきではない。Kyocera 事件第一判決の妥当性については、その賛成論、反対論について訴訟当事者が自らの事件のために議論する日が来るまで、判断すべきでなかった。」 *Id.* at 1004-1006.

(83) *See*, 19-203 Moore's Federal Practice — Civil Sec. 203. 12, 4c, n. 79-83.

当事者は司法審査のための契約をすることはできない。連邦裁判管轄権は、契約によって創設することは認められていない。」⁽⁸⁴⁾ このため、第七巡回区は、司法審査の合意による拡張を否定するであろう巡回区として数えられている⁽⁸⁵⁾。また、第八巡回区控訴裁判所は、請負契約中の仲裁条項に基づき、下請会社が合意に基づく仲裁判断の修正を裁判所に求めた事件（*UHC Management Company, Inc. v. Computer Sciences Corp.*, 148 F. 3d 992 (9th Cir. 1998)）で、下請会社の主張を認めず FAA を適用して事件を判断したため、司法審査の合意による拡張を否定したとも指摘されている⁽⁸⁶⁾。しかし、本判決では、「我々は合意中の当事者の意図が十分すぎるほどに明確でない限り、仲裁合意を FAA の適用を排除するようには解釈しない。本事件の合意における文言には、そのような意図は見ることができない。」⁽⁸⁷⁾ と述べており、当事者が FAA の司法審査の範囲を有効に変更できるかについても、「我々はそれを判断すべき状況が来るまで、結論は留保する。」⁽⁸⁸⁾ と述べている⁽⁸⁹⁾。

(84) *Chicago Typographical Union v. Chicago Sun-Times, Inc.*, 935 F. 2d 1501, 1504-1505 (7th Cir. 1991).

(85) *See, e.g.*, *Bowen v. Amoco Pipeline, Co.*, 254 F. 3d 925, 936.

(86) *E.g.*, *id.* 936.

(87) *UHC Management Company, Inc. v. Computer Sciences Corp.*, 148 F. 3d 992, 997 (9th Cir. 1998).

(88) *Id.* at 998.

(89) 同様に、*Schoch v. Info USA, Inc.*, 341 F. 3d 785 (8th Cir. 2003) においても、第八巡回区控訴裁判所は司法審査の契約的拡張の有効性について判断を留保している。本事件では、被告である使用者が、労働契約に基づく仲裁判断の承認申し立てに対し、当事者間で拡張した司法審査基準による審査を求めたが、裁判所は「我々の裁判所は必要な状況が訪れるまでこの問題に関する判断を特別に留保する。（略）当事者は明確かつ誤りが無いほどに、仲裁判断に対する最初からの審査を求める意思を表明していないため、我々は合意をそのような意図があるとは解釈しない。」と述べるに留まった。*Schoch*, 341 F. 3d 785, 789.

III 考察：問題の本質と日本法への示唆

1 肯定説・否定説の検討

上に述べたとおり、本論点についての連邦控訴裁判所の判断は、肯定と否定ではほぼ半分に分かれている。また、第九巡回区では、合意による司法審査基準の拡張を肯定する六年間の実務の実績がある中で、「この問題は多くの当事者の契約上の権利、実定法上の権利、そして何百万ドルもの財産に関わる」⁽⁹⁰⁾ 例外的に重要な問題であるとして、当事者が本論点の再審理を望んでいなかったにも関わらず、大法廷において Kyocera 事件第一判決を覆した。本論点が、肯定説、否定説の何れの立場を採るにしても、その判断に司法政策上の重要な価値判断を必要とするものであることは明らかである。そこで、以下では本論点の肯定説、否定説を整理し、問題の本質を検討する。

(1) 肯定説

肯定説に立つ諸判例は、連邦最高裁判決である Volt 事件および *Mastrobuono* 事件を根拠に、一貫して、FAA の最も重要な理念は裁判所が仲裁合意をその文言どおりに強制することであるという立場に立つ。FAA をデフォルト・ルールと捉えるのは、この理念に基づき、仲裁は当事者の合意による創造物であると考えするためである。また、この理念を重要視する背景には、FAA 制定時の経緯がある。肯定説は、仲裁合意における特定の文言を裁判所が排除する姿勢は、裁判所が仲裁合意の強制を拒絶していた FAA 制定前の状況を思い起こさせると指摘し⁽⁹¹⁾、仲裁合意を尊重し強制するために制定された FAA のもとでは、裁判所は合意の文言通りに

(90) *Kyocera Corp. v. Lapine Tech. Corp.*, 341 F. 3d 987, 996.

(91) *Moses*, *supra* note (14), at 444.

仲裁を強制するべきであると論じる。

さらに、肯定説には、司法審査の合意による拡張を認めることの実務上の具体的な利点を説くものもある⁽⁹²⁾。すなわち、合意により司法審査を拡張できるという選択肢が与えられれば、仲裁を「安い正義 (cheap justice)」として敬遠していた当事者も安心して利用できるようになり、結果としてより多くの人が仲裁を魅力的と考え、利用するようになるだろうという考えである。また、伝統的な一回的解決の仲裁か、それとも時間のかかる訴訟か、という二者選択だったところに、中間的選択肢としてより広い司法審査のある仲裁があれば、当事者は仲裁で不合理な判断を与えられるリスクを回避し、さらに仲裁の公正さも保障することができるとも指摘される⁽⁹³⁾。このような実務上の利点は、結果として仲裁の信用度を上げ、利用者を増やすことにもつながり、連邦の仲裁政策とも合致すると主張される。

(2) 反対説

反対説に立つ諸判例は、FAA は単なるデフォルト・ルールではないと考え、当事者が仲裁手続について自由に合意できると、裁判所の司法審査の範囲を変えることは本質的に異なると考える。さらに、連邦議会が FAA 第10条で司法審査の範囲を極めて限定的に設定した意図を検討し、これを根拠に私人にはその範囲を拡張する権限はないとする立場に立つ。

反対説に立つ学説も、概ね Bowen 事件で第十巡回区控訴裁判所が述べた論旨と同様の主張をする。すなわち、通常、当事者は訴訟手続における出費と遅延を避けるために仲裁合意を締結するのであり、紛争の単純かつ円滑で比較的廉価な解決こそ、FAA が目指すものである。合意による司法審査の拡張はこのような仲裁の魅力を失わせてしまう可能性がある、という内容である⁽⁹⁴⁾。実際、Kyocera 事件は、裁判所が合意による司法審

(92) See, e.g., Maggio & Bales, *supra* note (14), at 192.

(93) *Id.* at 154; Blankley, *supra* note (13), at 404-407.

査の拡張を認めた後、第一審、第二審、さらには再弁論まで争い、6年間の年月を消費した。この間の訴訟準備に要した費用は計り知れない。また、一旦裁判へ持ち込まれれば、仲裁で保障されていた紛争の内密性も公開とならざるを得ない⁽⁹⁵⁾。反対説は、仲裁は裁判所への提訴を遮断し、最終性を保障してこそ魅力的なのであり、合意による司法審査の拡張は仲裁の本質を変えてしまうものであり、その魅力を喪失させてしまうと警告する。

また、合意による司法審査の拡張が仲裁廷の独立を脅かすものであることも指摘される。米国では、伝統的に仲裁には判断理由を付さず、単に誰が勝ったか、どのような救済が与えられるかを判断する場合が多い⁽⁹⁶⁾。先例を適用しないことにより、その場に合った柔軟かつ最も望ましい解決策を創るとも言われている⁽⁹⁷⁾。反対説は、司法審査の拡張により、仲裁人は自らの判断を裁判所が好むかどうかを気にするようになり、自由で独立した判断が下せなくなると主張する⁽⁹⁸⁾。

さらに、司法審査の拡張を認めた場合の裁判所の負担も指摘される。すなわち、当事者間で拡張された司法審査に基づいて仲裁判断が裁判所に持ち込まれれば、裁判所は当事者が合意した手続や準拠法で裁判をしなければなくなり、負担が増加する恐れがある。反対説は、このようなことは、仲裁を促進し、もって裁判所の訴訟遅延を改善することを目指したFAAの立法目的に反すると指摘する⁽⁹⁹⁾。

反対説は、仲裁判断の最終性こそ仲裁の最も重要な要素であると考え、FAA第10条は仲裁判断の最終性を保障するために連邦議会が裁判所の仲裁判断に対する権限を制限したものであると解釈する。これを基礎に、一

(94) Smit, *supra* note (14) at 151.

(95) Younger, *supra* note (14) at 261.

(96) Jay E. Grenig, ALTERNATIVE DISPUTE RESOLUTION WITH FORMS, 461-63 (1996).

(97) Smit, *supra* note (14) at 152.

(98) *Id.*

(99) Bowen v. Amoco Pipeline, Co., 254 F.3d 925, 935.

部の論者は、司法審査の合意による拡張はそもそも憲法違反であると主張する。すなわち、合衆国憲法第3条は、「合衆国の司法権は、最高裁判所、および連邦議会が随時制定設置する下級裁判所に帰属する」と定めており、連邦議会が仲裁判断に対して制限的に付与した司法審査権は私人間で拡張することは憲法上認められない、という論理である⁽¹⁰⁰⁾。

(3) 問題の本質

本論点の肯定説・否定説は、基本的には、仲裁合意における当事者自治と、仲裁の最終性に基づく迅速・低廉な裁判外での紛争解決及びこれに基づく裁判所の負担の軽減という、FAAにおける二つの異なる政策をどのように調和させるかという問題に帰結する。さらに突き詰めるならば、国家機関である裁判所は、裁判外紛争処理（ADR）における私的自治をどこまで尊重すべきか、という問いがその根本に存在する。

合意による司法審査の拡張が連邦仲裁政策と合致するという肯定説の主張は、そもそも FAA に存在する複数の連邦仲裁政策の中で当事者の合意を尊重することこそ最優先されるべきとの考えに立つのであり、否定説は仲裁判断の最終性を保障し、迅速な紛争解決を促進することが最優先事項と考える。また、反対論が挙げる仲裁廷の独立の問題については、仲裁を利用する当事者が、予測しうる費用の増加や紛争の長期化よりも裁判所の広い司法審査の存在を重視するならば、当事者に対しては問題とはならない。仲裁が制度として認められているのは、仲裁機関のためではなく、利用者・納税者である国民にとってそのような機関が有益であるからである。独立の仲裁機関といえども国の制定法によって規律されている以上、その国の司法政策が私人の自由として司法審査の拡張を認めたならば、結

(100) See, Chicago Typographical Union No.16, 935 F.2d 1501, 1505; Lapine Tech. Corp. v. Kyocera Corp., 130 F. 3d 884, 891 (Mayer, J., dissenting); Kevin A. Sullivan, *The Problems of Permitting Expanded Judicial Review of Arbitration Awards under the Federal Arbitration Act*, 46 ST. LOUIS U. L. J. 509, 553-554 (2002).

果として発生する影響についてはやむを得ないと考える。問題は、そのような私人の自由を認めた結果として生じうる負担を公的機関である裁判所が負担すべきか、それともそのような自由を認めないことによって負担を回避すべきか、という判断である。

さらに、合衆国憲法第三条の問題についても、連邦議会が FAA 第10条の司法審査基準を定めた立法趣旨を、仲裁判断の最終性を保障するために裁判所の審査権を制限する趣旨であったと捉えるか、それとも単なるデフォルト・ルールを規定したに過ぎないと解釈するかによって結論が異なる。そもそも、FAA が規律する仲裁は連邦裁判所が裁判管轄を有している当事者または事件であり、仲裁に付されなければ紛争は連邦裁判所に持ち込まれていた可能性が高い。この意味で、FAA は何ら新たな裁判管轄を創設したものではないと考えられている⁽¹⁰¹⁾。憲法問題を指摘するのは、既に述べたように、連邦議会が FAA 第10条により、仲裁判断に対する裁判所の関与を意図的に制限したと解釈するためである。

紛争解決手続について理論的検討を加える際、我々は一般に、一方に ADR、他方に国の裁判所という様に、両者を性質の異なる紛争解決手段として別々に位置付け、それらの機能や両者の関係を論じることが多い。しかし、これを利用者である国民が有機的につなぎ合せたとき、国の司法政策としてこのような私人の自由を認めるべきか否か。FAA における合意による司法審査基準の拡張の議論は、実際にはどこかの法域でも起こり得る、重要な司法政策に関する問題である。

2 わが国への示唆

FAA における議論から、何が学べるだろうか。以下、上述の判例・議論を参考に、若干の私見を述べる。わが国に置き換えて本論点を考察するならば、仲裁法第44条における仲裁判断の取消事由を合意によって拡張す

(101) Goldman, *supra* note (13), at 187-188.

ることは可能か、という問いを発することになる。答えを導き出すためには、まず、FAAにおける議論と同様に、わが国の仲裁法の理念、ひいてはADRの基本理念を検討しなければならない。

わが国で仲裁法が2003年に制定された背景として、2001年に提出された司法制度改革審議会意見書において、仲裁法制の整備が指摘されたことが挙げられる⁽¹⁰²⁾。そして、この指摘は、司法制度改革の三つの柱の一つである、「国民の期待に応える司法制度」を築くための一課題として、「裁判外の紛争解決（ADR）の拡充・活性化」の中で提言されたものである。規制緩和に伴い、わが国がいわゆる「事後規制型社会」へと移行する中で、裁判制度の充実に加えて、「ADRが国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その充実、活性化を図っていくべき」とされた。言うまでもなく、仲裁法は、国民が自発的に紛争を解決しようとする際に、仲裁をより使いやすいものとするために制定された。そして、仲裁法の制定に加えて、2004年には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（以下、ADR法）が制定された。ADR法は、その基本理念を、「裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない」と定めており（第3条）、時効の中断等の法的効果を必要と考えるADR実施機関に対する、法務大臣による認証制度が導入された（第5条以下）⁽¹⁰³⁾。この認証制度は、ADRのさらなる参入を促すとともに、利用者に対してADRの信頼性を高めるためのものと考えられている⁽¹⁰⁴⁾。

このような近年の司法制度改革に基づく仲裁法の制定およびADR法の基本理念に鑑みるならば、わが国においても、まず、ADRの促進・拡充

(102) 司法制度改革審議会・司法制度審議会意見書37頁（2001年）、三木浩一・山本和彦編・新仲裁法の理論と実務・5頁（有斐閣、2006年）。

(103) ADR法の成立の経緯については、青山善充「ADR法の成立と日本におけるADRの今後の展望」JCAジャーナル52巻3号2頁（2005年）参照。

(104) 山田文「ADR法制定と理論的問題」法時77巻2号35頁（2005年）。

という政策が存在し、さらに、ADR の活性化および質の保障のために、ADR に対する国家の一定の関与を肯定する姿勢を見ることができる。そしてこのような姿勢は、基本方針として、ADR における紛争当事者の私的自治を実現するために、国家機関である裁判所が協力することを肯定するものとする。そこで、仲裁判断に対する取消事由の合意による拡張についても、まず、全面的に否定することは適当でないと考える。何故なら、当事者の合意に基づく仲裁（ADR）を実現すること、そして、合意による拡張を認めることによる具体的な利点として挙げられる、不合理な仲裁判断に服するリスクの回避や、仲裁の質の保障、結果として起こりうる仲裁の利用者の増加等は、全てわが国の仲裁法および ADR 法の基本理念に合致すると考えるからである。

また、仲裁法の個々の条文からも、わが国の仲裁が基本的には当事者の合意に基づくものでありながら（例えば、仲裁人の人数（第16条）、選任手続（第17条）、仲裁手続の準則（第26条）、仲裁地（第28条）、準拠法（第36条）など）、合意のない場合または必要に応じて、裁判所が仲裁過程に協力する規定を定めている（例えば、仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与（第8条）、裁判所により実施する証拠調べ（第35条）など）。仲裁廷が誤った法律を適用した場合や重要な証拠を見落とした場合に、当事者を泣き寝入りさせるのではなく、裁判所が手を差し伸べて公正な結果を導くことは、このような仲裁法の基本姿勢とも合致している。

さらに、わが国では裁判を受ける権利が憲法上保障されている。（日本国憲法第32条）そもそも仲裁合意が存在しなければ紛争を裁判所へ持ち込む権利が憲法上保障されていたことを考えると、これを全面的に放棄して仲裁に委ねる自由が与えられているならば、条件付で放棄すること——すなわち、法律に誤りがあった場合には提訴する権利を留保しつつ仲裁に合意すること——も否定する理由が無いと考える⁽¹⁰⁵⁾。加えて、当事者にと

(105) 谷口教授は、ラバイン事件の最初の地裁判決である *Lapine Technology Corp. v. Kyocera Corp.*, 909 F. Supp. 697 (N.D. Cal. 1995) に触れて、「仲裁

っては、裁判を受ける権利を一切放棄してしまうか、それとも不合理な結果が起きた場合の救済手段として一部留保しておくかは重要な問題であり、後者を希望する当事者に対する保護の必要性は大きい。

しかし、我が国の民事訴訟法は任意訴訟を禁止している⁽¹⁰⁶⁾。訴訟手続は、法律の規定に基づく以外に当事者の合意に基づいて自由に手続を変更することは認めていない。そして、民事訴訟法は事実認定について、自由心証主義を採用している。（民事訴訟法第247条）仲裁合意が、例えば証拠評価手続について特定の取り決めをしており、仲裁判断がこれに基づかない場合は裁判所へ提訴することができると合意していた場合、仲裁判断がそのような取り決めに基づいているか否かを判断するために、裁判所が当事者の取り決めに従った事実認定を強いられるのは適当ではないし、実務上裁判所にとって多大な負担となるであろう。この意味で、事実認定に関する司法審査の拡張を無制限に認めることは妥当ではなく、任意訴訟禁止の原則に抵触しない範囲での拡張を有効とすべきと考える⁽¹⁰⁷⁾。もっとも、事実認定に関する司法審査の拡張を否定しても、米国の判例の仲裁条項に見られる「事実認定が証拠に基づいていない場合」など、仲裁判断が極端に不公平な事実認定をしている場合には、仲裁法44条4項の「申立て人が仲裁手続において防御することが不可能であった」場合として仲裁判断取消の申立てが可能であると考えられる。

合意によって裁判所の権限を全面的に停止させることができるのなら、これを部分的に停止させることもできるはずであり、裁判所としても、もとの請求について仲裁合意がなかったならば審理を拒絶できなかったのであるから、一度仲裁が介入したことで普通以上の負担を強いられる事情がない限り、本案の審理を拒絶できないと解すべきではなかろうか」と論じている。谷口安平「仲裁判断の取消」現代仲裁法の論点349頁（有斐閣，1998年）。

(106) 伊藤眞・民事訴訟法268頁（有斐閣，2000年）。

(107) 八代英輝弁護士は、司法審査の拡張については、これを認めるか否かの一元的議論ではなく、拡張が許容される事項と許容されない事項に類型化が検討されるべきと主張する。八代英輝「米国における仲裁判断に対する司法審査とその拡張」JCA ジャーナル第51巻4号13頁。

一方、法律問題については、仲裁合意が存在しなかった場合であっても準拠法の問題は起こりうるものであり、裁判所が通常の訴訟以上の負担を負うような事態は考え難い。したがって、例えば、「法の誤りは裁判所に提起できる」といった条項が仲裁合意に含まれていた場合、この合意に基づいて裁判所は仲裁判断の実質的再審理を受け付けるのが適当と考える。裁判所が後見的役割を担い、適切な法を適用して紛争解決にあたる方が、誤った法に基づく仲裁判断を執行するよりも、裁判所の役割として相応しいと考える。

おわりに

本稿は、FAA の規律する仲裁において、合意による仲裁判断に対する司法審査の拡張が認められるか否かという論点について連邦控訴裁判所の諸判例を検討し、わが国への示唆を論じた。実務においては仲裁と裁判所を有機的につなぎ合わせる仲裁合意が現実に行われており、このようなダイナミズムは ADR の位置づけを理論的に論じる際にも無視できない現象である。経済・法律実務において我が国に大きな影響を与えている米国の実務上の工夫の是非について、日本の裁判所が判断を迫られる日もいつの日か来るであろう。わが国での判断においては、仲裁合意が裁判を受ける権利の放棄という個人の最も重要な権利の処分に関わっている以上、その取り扱いには当事者の意思を最大限に尊重し、かつ民事訴訟の諸原則と調和させる解釈が必要と考える。そこで、わが国では、任意訴訟の禁止に抵触しない範囲で、当事者の合意による仲裁判断に対する取消事由の拡張を認めるのが相当である。そして、このような考え方は、わが国の仲裁法、ADR 法、そして司法制度改革の理念とも合致する。